

鳥取県公報

第4518号 (第三種郵便物認可)

昭和49年2月12日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第4518号

(第三種郵便物認可)

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当たる翌日)

二 事業の種類

智頭町山村開発センター建築事業

三 起業地

智頭町大字智頭字清右立門田地内

1

収用の部分

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

◇告示 土地収用法による事業の認定
土地区画整理法による換地処分をした旨の届出
建築基準法による道路の位置の指定

◇公 告 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催
鳥取県職員採用上級・初級試験の実施

告 示

鳥取県告示第百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起業者の名称
智頭町

鳥取県告示第百十四号

大村地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十九年二月二日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第一百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十九年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

破

二

朗

鳥取県告示第百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年二月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和四十九年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和49年2月12日 火曜日 島県取公報

申 及 所 及 人 の 所 住 び 氏 名	道 路 の 位 置 の 指 定 場 所	道 路 の 幅 員 及 る 延 長
米子市角盤町 1丁目〇〇	米子市上福原字東孫兵衛池 1丁目〇一・1丁目〇二・1 丁目〇三・1丁目〇四・1丁目〇五 1丁目・1丁目〇一・1丁目〇二 1丁目・1丁目〇一・1丁目〇二 1丁目・1丁目〇三の一部、舟庭 孫兵衛池 1丁目〇九へ1丁目の 一部、1丁目〇六へ1丁目、1丁目〇 八へ1丁目・1丁目〇一へ1丁目・1丁目〇 九へ1丁目・1丁目〇一へ1丁目	幅員・大・110 メートル 延長 169・〇〇 メートル
名神観光開発株式会社 代表取締役	昭和49年3月13日 午後1時から	米子警察署 会議室
畠田川 鮎	鳥取警察署 会議室	鳥取、岩美、那家、智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管内に居住する者

1 開催の日時及び場所

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。）

3 講習課目及び講習時間

獵銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間
獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考查を1時間行う。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和49年2月12日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 獵銃等講習会開催手数料の額（500円）に相当する鳥取県収入証紙

昭和49年2月12日 火曜日

3

(3) 印

昭和48年度鳥取県職員採用上級・初級試験の実施について、次のとおり
公告する。

昭和49年2月12日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
上級 農業	約2名	知事の事務部局に勤務し、専門的業務に従事します。
一般事務 B	若干名	知事の事務部局に勤務し、男子をあて るのにふさわしい一般事務又は業務に 従事します。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年齢	及び性別
上級 農業	昭和21年4月2日から昭和27年4月1日まで に生まれた男子	
一般事務 B	昭和25年4月2日から昭和31年4月1日まで に生まれた男子	

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

学校事務	東・中部地区 10名	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
	西部地区 3名	

2 受験資格
(1) 学歴等

試験区分	学	歴
上級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力及び農業改良普及員の資格を必要とします。	
初級	学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。	

- ア 日本の国籍を有しない者
イ 禁治産者及び準禁治産者
ウ 60歳以上の方に處せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

工 島取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

試験区分	試験科目	試験内容	時間
上級農業	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度において択一式により行います。	2時間30分
上級農業	専門試験	公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度において択一式及び記述式により行います。 なお、出題分野は、次のとおりです。 (栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般)	択一式 記述式 1時間30分

(2) 試験日時及び試験場

試験日時	試験地	試験場
昭和49年3月10日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで	鳥取市	鳥取市東町2丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
試験開始 午前8時45分から	米子市	米子市錦町1丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、専門試験、作文試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験、作文試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

昭和49年4月12日

鳥取県公報

イ 発表

昭和49年3月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

- (1) 方法
口述試験

個別面接による試験を行います。

イ 身体検査

職務遂行に必要な健康度を有するかとどうかについて検査を行います。

2 試験日時及び試験場

昭和49年3月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

6 最終合格者の発表

昭和49年3月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、採用は、昭和49年4月1日以降の予定です。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。

(3) 給与は原則として下表のとおりの給料月額が支給され、その後は定期的に昇給します。

試験区分	給料月額
上級	53,500円
初級	44,800円

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「上(初)級請求」と朱書きし、あて先を記明して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(初)級受験」と朱書きしてください。なお、受験票は、後日郵送しますから受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手

(第三種郵便物認可) 昭和49年2月12日 火曜日 島 取 県 公 告

をはつください。

(3) 受付期間

昭和49年2月15日(金)から昭和49年3月5日(火)まで受け付けます。郵便による場合は、3月5日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはつた返信封筒を必ず同封してください。